協議第４１号

介護保険事業について

介護保険事業について、次のとおり提案する。

平成１５年１１月２７日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

介護保険事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.1

協定項目番号	19－11	協定項目名	介護保険事業

調 整 方 針

1．介護保険事業計画については、平成18年度からの新たな事業計画を新市において策定する。ただし、平成17年度まではそれぞれ旧市町の計画とする。

2．第1号被保険者の保険料については、平成18年度の保険料改定に合わせ、適切な保険料を算定し統一する。ただし、平成17年度まではそれぞれ旧市町の例による。

3．低所得者対策事業については、社会福祉法人等の減免は廃止する。新市において新たな軽減措置事業を設けるよう調整する。

4．介護認定審査会については、組織等について協議し、新市において単独で設置する方向で調整する。

5．介護保険運営協議会については、委員構成を調整し、新市において新たに設置する。

1 市 4 町 の 現 況

八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
[介護保険事業計画] (名　　称) 八日市市高齢者保健福祉計画･介護保険事業計画 (計画期間) 平成15～19年度(5年間)	**[介護保険事業計画]** (名　　称) 永源寺町老人保健福祉計画･介護保険事業計画 (計画期間) 同　　左	**[介護保険事業計画]** (名　　称) 五個荘町老人保健福祉計画･介護保険事業計画 (計画期間) 同　　左	**[介護保険事業計画]** (名　　称) 愛東町第2期介護保険事業計画･老人保健福祉計画 (計画期間) 同　　左	**[介護保険事業計画]** (名　　称) 湖東町老人保健福祉計画･介護保険事業計画 (計画期間) 同　　左
[保険料] 介護保険料基準額:年額40，000円 (月額3，333円)	**[保険料]** 介護保険料基準額:年額39，600円 (月額3，300円)	**[保険料]** 介護保険料基準額:年額32，400円 (月額2，700円)	**[保険料]** 介護保険料基準額:年額34，080円 (月額2，840円)	**[保険料]** 介護保険料基準額:年額33，600円 (月額2，800円)

所得段階	
第1段階(基準額×0．5)	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人
第2段階(基準額×0．75)	世帯全員が住民税非課税の人
第3段階(基準額)	本人は住民税非課税で、世帯のどなたかに住民税が課税されている人
第4段階(基準額×1．25)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の人
第5段階(基準額×1．5)	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の人

調整の具体的な内容

※ 介護保険事業計画

市町が介護保険のサービス内容や保険料などについて介護保険法に基づいて3年ごとに、5年を1期として定める計画で市町老人保健福祉計画と一体的に策定するものである。

現在は第2期の事業期間中(平成15年度～平成19年度)であり、3年目にあたる平成17年度に内容の見直しを行い、第3期事業計画(平成18年度～22年度)を策定する。

八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町
[納期(普通徴収)] 第1期:　7／1～同月末日 第2期:　9／1～同月末日 第3期:　11／1～同月末日 第4期:　1／1～同月末日 第5期:　3／1～同月末日	**[納期(普通徴収)]** 第1期:　4／1～同月末日 第2期:　6／1～同月末日 第3期:　8／1～同月末日 第4期:　10／1～同月末日 第5期:　12／1～同月末日 第6期:　2／1～同月末日	**[納期(普通徴収)]** 第1期:　6／1～同月末日 第2期:　7／1～同月末日 第3期:　8／1～同月末日 第4期:　9／1～同月末日 第5期:　10／1～同月末日 第6期:　11／1～同月末日 第7期:　12／1～同月末日 第8期:　1／1～同月末日 第9期:　2／1～同月末日 第10期:　3／1～同月末日	**[納期(普通徴収)]** 第1期:　7／1～同月末日 第2期:　8／1～同月末日 第3期:　9／1～同月末日 第4期:　10／1～同月末日 第5期:　11／1～同月末日 第6期:　12／1～同月末日 第7期:　1／1～同月末日 第8期:　2／1～同月末日 第9期:　3／1～同月末日	**[納期(普通徴収)]** 第1期:　7／1～同月末日 第2期:　8／1～同月末日 第3期:　9／1～同月末日 第4期:　10／1～同月末日 第5期:　11／1～同月末日 第6期:　12／1～同月末日 第7期:　1／1～同月末日 第8期:　2／1～同月末日

普通徴収の納期については、平成17年度保険料から湖東町の例により8期とする。

第1期:　7／1～同月末日
第2期:　8／1～同月末日
第3期:　9／1～同月末日
第4期:　10／1～同月末日
第5期:　11／1～同月末日
第6期:　12／1～同月末日
第7期:　1／1～同月末日
第8期:　2／1～同月末日

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.2

協定項目番号	19－11	協定項目名	介護保険事業		
1 市 4 町 の 現 況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
【低所得者対策事業】 (1) 法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業 (2) 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業 (3) 社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業 (4) 訪問系サービス利用促進事業に係る利用者負担助成	**【低所得者対策事業】** (1) 同　左 (2) 同　左 (3) 該当なし (4) 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	**【低所得者対策事業】** (1) 同　左 (2) 同　左 (3) 社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業	**【低所得者対策事業】** (1) 同　左 (2) 同　左 (3) 同　左	**【低所得者対策事業】** (1) 同　左 (2) 同　左 (3) 同　左	**(1)(2)は、従来どおり実施する。** **(3)社会福祉法人等による利用者負担減免については、平成16年度をもって廃止する。** **ただし、平成16年度以前の利用者については、経過措置を設けるものとする。** **上記以外に新たな軽減措置事業を新市において設けるよう調整する。**
【介護保険認定審査会】 (認定審査会) 八日市市、永源寺町、五個荘町及び能登川町介護認定審査会の共同設置 合議体数:4　委員定数:60人以内 合議体委員定数:9人 ･医師 21人 ･歯科医師 4人 ･薬剤師 4人 ･保健 11人 ･施設 4人 ･福祉 6人 (現委員数50人)	**【介護保険認定審査会】** (認定審査会) 同　左	**【介護保険認定審査会】** (認定審査会) 同　左	**【介護保険認定審査会】** (認定審査会) 愛東町介護認定審査会、単独設置 合議体数:1　委員定数:規程なし 合議体委員定数:5人以上 ･医師 1人 ･福祉 2人 ･看護師 1人 ･作業療法士 1人 ･施設 1人	**【介護保険認定審査会】** (認定審査会) 湖東町介護認定審査会、単独設置 合議体数:1　委員定数:6人 合議体委員定数:6人 ･医師 2人 ･施設 2人 ･保健 1人 ･看護師 1人	
【介護保険運営協議会】 八日市市介護保険運営協議会 委員:13人 任期:3年 H15. 9. 1～H18. 8. 31 (※H18. 3. 31まで)	**【介護保険運営協議会】** 永源寺町介護保険運営協議会 委員:6人 任期:3年 H15. 4. 1～H18. 3. 31	**【介護保険運営協議会】** 五個荘町介護保険運営協議会 委員:12人 任期:2年 H14. 4. 1～H16. 3. 31 (H16. 4. 1～H18. 3. 31)	**【介護保険運営協議会】** 愛東町介護保険運営協議会 委員:6人 任期:2年 H14. 4. 1～H16. 3. 31 (H16. 4. 1～H18. 3. 31)	**【介護保険運営協議会】** 湖東町介護保険運営協議会 委員:12人 任期:3年 H15. 4. 1～H18. 3. 31	**新市における運営委員の任期は3年とする。定数は、平成17年度までは現行数の49人以内とし、平成18年度からは24人以内とする。**

資　料　1

協　議　事　項	介護保険事業	協定項目No.	19-11

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針　〔抜　粋〕
さいたま市	新設	浦和市 与野市 大宮市	介護保険事業については、合併までに一体性の確保に努め、市民福祉の向上を図るものとする。
西東京市	新設	田無市 保谷市	介護保険制度の中で2市に差異のあるものについては、次のとおり取り扱うものとする。 ○第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。 ○第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。
さぬき市	新設	津田町 大川町 志度町 寒川町 長尾町	○保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一する。 ○納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。 ○基金は、合併時に全額を持ち寄る。 ○要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。 ○低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。 ○介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施ずる。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	○介護保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併年度の翌年度から新保険料設定します。ただし、合併年度については、それぞれ旧町の例によるものとします。 ○普通徴収の時期については、甲南町の例により12期とします。 ○介護保険料の減免については、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町の例により調整します。 ○社会福祉法人による利用者負担減免については、現行のとおり新市に引き継ぎ、減免基準等については、合併時に調整します。 ○介護福祉費助成については、水口町の例により、新市において実施します。 ○介護保険事業計画については、新市において新たに策定委員会を設置し、策定することとします。 ○介護保険運営協議会については、新市において新たに設置することとします。 ○介護保険認定審査会については、合併時に調整することとします。